

付けましたか？ 住宅用火災報知器

近年、「逃げ遅れ」による住宅火災の死亡者が急増しているため、消防法令の改正があり、一般住宅でも火災報知器を付けることが義務づけられました。

平成 23 年 5 月 31 日までに設置が必要です

義務設置＝寝室の天井か壁・2階以上に寝室がある場合は階段上部

任意設置＝台所の天井か壁

●悪質な訪問販売にご注意を！

湯河原町でも、1個3,000円程度の火災報知器を、かなり高額で売り歩く悪質な業者が訪問販売をしているようです。十分ご注意ください。

町職員や消防職団員が訪問販売することはありません
消防本部等が特定の業者に販売を委託することはありません
設置を急がせる業者は危険です

●城堀区では、希望があれば斡旋します

ご希望のある方は、区会事務所 (Tel.62-7220) までご連絡ください

価格 煙 3,000円 (寝室・居室・階段用) 電池式10年耐用
熱 3,000円 (台所用) 電池式10年耐用

メーカー・ニッタン(火災報知器四大メーカーの一つ)

どうしてもご自分で“取り付け”が出来ない方は、区会にご相談下さい



第1防災倉庫 (広崎公園)	第1次連絡先	城堀区会事務所 区長 横井 彦之	62-7220 62-5243
	第2次連絡先	役員 小松 敏美	役員 露木 吉博



第2防災倉庫 (御庭公園)	第1次連絡先	城堀区会事務所 区長 横井 彦之	62-7220 62-5243
	第2次連絡先	役員 島山 実	役員 柏木 忠彦



第3防災倉庫 (中央配水池)	第1次連絡先	城堀区会事務所 区長 横井 彦之	62-7220 62-5243
	第2次連絡先	役員 渡邊 英雄	役員 御嶽 勝義



第4防災倉庫 (城堀公園)	第1次連絡先	城堀区会事務所 区長 横井 彦之	62-7220 62-5243
	第2次連絡先	役員 畑 敏明	役員 安藤 芳憲

防災倉庫鍵所有者(緊急連絡先)

びやくしん第六号

◆発行 平成22年7月

城堀区会

足柄下郡湯河原町城堀 87-1

電話：62-7220

FAX：62-7220

mail: shirohori@mail.goo.ne.jp

http://shirohori.web.fc2.com/

センリョウ科の常緑小低木。林内に生育し、また冬に赤い果実をつけます。日本では南関東・東海地方～九州・沖縄までの比較的暖かい常緑樹林下に自生しています。



花

果実

湯河原町では各地区ごとに花を指定しております。
城堀地区は写真のセンリョウが指定されています。

城堀地区の花

センリョウ(千両)